



ジェネリック医薬品

切り替えて負担軽減を

ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れた後に、新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。ジェネリック医薬品の普及は、一人一人の自己負担や市・健康保険組合などの負担の軽減につながります。特徴やメリットを理解して、ジェネリック医薬品を使ってみませんか。

効き目や安全性は新薬と同等

ジェネリック医薬品の開発では、医薬品メーカーがさまざまな試験を行います。その結果、効き目や安全性が新薬と同等で



あると証明されたものだけが、厚生労働大臣によって、ジェネリック医薬品として承認されます。

切り替えることで自己負担が軽減

新薬の研究開発には、9~17年の長い歳月と、1,000億円近くの費用を要するといわれています。薬の価格には、その莫大な開発費用が反映されています。

これに比べてジェネリック医薬品は、すでに有効性や安全性が確認されていることから、開発費用が安く抑えられます。そのため、価格は新薬に比べて3~5割程度安くなっており、ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担を減らすことができます。

ただし、全ての病気・新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではないので、切り替えられない場合もあります。まずは医師または薬剤師に相談してください。

対象者には「ジェネリック医薬品に関する差額通知」を

市では「ジェネリック医薬品(後発医薬品)に関する差額通知」を6月下旬にはがきで送付します。これは、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい安くなるかをお知らせするものです。通知の対象は25歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

通知を希望しない人は、6月8日(金)までに保険年金課(☎20-1526)へ連絡してください。すでに送付を希望しない旨の連絡をしている人については、必要ありません。

※くわしくは同課へ。



年金の振込通知書

発行は年1回です

国民年金・厚生年金・船員保険の年金は、支払月(偶数月)の15日に、希望した銀行などの預金口座に振り込まれます。「振込通知書」は年1回、日本年金機構から6月に送付され、翌年4月までの支払日と金額が記載されています。年金の支払額に変更があったときや、受取先の金融機関を変更したときなどには、変更後の内容が改めて通知されます。

郵便局の窓口で通知書と引き換えに現金で受け取りをしている人には、支払月ごとに「支払通知書」が送付されます。

※くわしくは、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ。



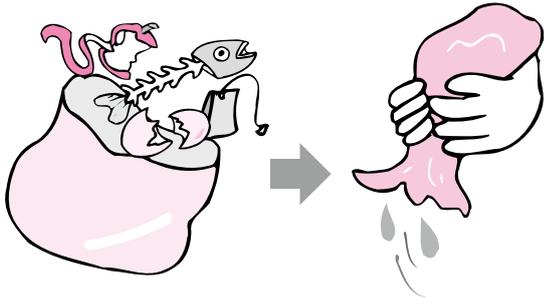


なりたエコニュース

生ごみを減らそう

家庭から出る生ごみは約75パーセントが水分であるといわれています。

水分を多く含んだ生ごみは、重くなるばかりでなく、腐敗と悪臭の原因にもなります。毎日の心掛けで、少しずつ家庭から出る生ごみを減らすことができます。



買い物は必要な分だけ

買い物をする前に冷蔵庫の中を確認して、必要な分だけ買うように心掛けましょう。料理をするときは、食材を無駄なく使い切るようにして、作り過ぎないように注意しましょう。また、出された料理を残さず食べることも大切です。

水切りは悪臭防止にも

生ごみはシンクの外に置くなど、水にぬらさないように注意しましょう。

ぬれた生ごみは、捨てる前にひと絞りしたり乾かしたりしてから出すことで、臭いが減り、軽くなります。

生ごみはリサイクルして

ごみ減量器具を使用すると、生ごみを堆肥化して減量することができます。

市では、コンポスト容器や生ごみ処理容器、機械式生ごみ処理機の購入を希望する人に補助金を交付しています。交付を受けるには、購入前に申請が必要です。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。



消費生活相談Q&A

一部の美容医療サービスでクーリングオフが可能に

Q 脱毛などの美容医療サービスが、特定商取引法の改正でクーリングオフができるようになったと聞きました。くわしく教えてください。

A 医師から高額な施術を勧められたり、契約を急がせたりといった美容医療契約に関する相談が増加しています。これを受けて「特定商取引に関する法律施行令」が改正され、一部の美容医療サービスがクーリングオフの対象となりました。対象となるのは、「脱毛」「にきび・しみなどの除去」「しわ・たるみの軽減」「脂肪の減少」「歯の漂白」のうち、特定の医療内容・方法で治療を行い、契約期間が1カ月を超え、契約金額が5万円を超えるものです。

契約書を受領した日から8日以内のクーリングオフや、中途解約(解約料の上限あり)ができます。美容医療サービスを受ける前に次の点に気を付けましょう。

情報を収集しましょう

クリニックのホームページや広告の中には、事実と異なる表示や、安さだけを強調し施術の具体的な内容が表示されていないものもあります。

複数の医療機関・医療安全支援センターで確認し、効果や料金、リスクなどの具体的な情報を集めましょう。

医師から十分に説明を受けましょう

必ず契約書面などに目を通しましょう。内容や費用について医師から十分に説明を受け、本人が納得して施術に同意することが大切です。

問題のある勧誘を行うクリニックには気を付けましょう

「断っているのに即日施術を勧める」「保険適用なのに高額な自由診療を勧める」「高額な契約をさせるため、年収などの項目でその申告をさせてローンを組ませる」など、問題のある勧誘をするクリニックとは契約しないようにしましょう。

今回の改正では、すべての美容医療サービスが規制対象にはなりません。美容医療サービスの中には、高額な契約になるものもあるので、後悔しないために時間を置き、本当にその施術を受ける必要があるか、施術内容が自分の求めるものかどうか、冷静に判断しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

